

答 申

**第1 審査会の結論**

宮城県知事の決定は、妥当である。

**第2 異議申立てに係る経過**

1 異議申立人は、平成23年12月17日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「第1回宮城県健康影響に関する有識者会議（平成23年10月25日）に関する詳しい議事録（要旨ではない）など会議の発言内容、経過などが詳しく分かるもの。」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、行政文書を保有していないとして不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年12月26日、行政文書が存在しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

・行政文書が存在しない理由

当該会議の記録は、全委員の合意の上、会議要旨のみを作成し公表することとしたため会議録は作成していない。そのため、会議で使用したICレコーダーのデータは、会議要旨を調製した段階で消去している。

3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年1月16日付けで異議申立てを行った。

**第3 異議申立人の主張要旨**

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「全委員の合意の上、会議要旨のみを作成し公表することとした」理由が、「全面公開とした場合、各委員の科学的、医学的知見による公正かつ円滑な議論をどのように担保するかという課題が生じるものとする」とあるが、公正な議論がされているかどうかは、会議要旨ではわからない。
- (2) 「科学的、医学的な観点から・・・現状では健康への悪影響は考えられず、いわゆる健康調査の必要性はないとの結論に至った」と有識者会議の要旨にはあった。しかし、何故その様な結論に至ったかの理由が、会議要旨だけでは理解が出来ないし、討論に問題がある場合、どこに問題があるかが良く把握できない。
- (3) この「有識者会議」の復命書などの行政文書はないのか。
- (4) 会議要旨によれば、「③の協議事項」の前に報道機関と傍聴者が退席した様であるが、退席する前までの、ICレコーダーのデータや会議録もないのか。一部公開と決定した部分のICレコーダーのデータも消去したとすれば問題（公文書の破棄ということで、「法律違反」になる）ではないのか。
- (5) 宮城県政だより（H24.1.1）によれば、この有識者会議の結果を受けて12月に甲状腺超音波検査を実施している。この会議は、県民の生命、健康にかかわる行政行為に大きな役目をしているので、会議録を含め、その経過を県民に明らかにする必要があると思われる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 ICレコーダーのデータの不存在について

第1回宮城県健康影響に関する有識者会議における議題において、会議の公開・非公開を審議した際に、全委員の一致した意見により、会議録作成方法等も含め以下のとおり決定されたことから、会議要旨のみを作成し公表することとしたため、会議録は作成していない。そのため、会議で使用したICレコーダーのデータは、会議要旨を調製した段階で消去している。

- ・会議での決定内容

- ① 会議は一部公開とする。
- ② ただし、県民の高い関心に応えるために、どのような議論がなされたのかについて、発言者が断定されないよう要旨を取りまとめた上で公開する。また、会議終了後、保健福祉部長が報道機関の取材に応じる。
- ③ 事務局から提出する会議資料は、全て公開とする。

## 2 ICレコーダーのデータの管理等について

録音に使用したICレコーダーは、実施機関で購入し、共用品として管理しているものである。録音後のデータの管理については、担当者がICレコーダーのメモリに入れたまま会議要旨をまとめ、調製が終了した10月下旬の時点で消去している。その後、調製した会議要旨を11月上旬から各委員に確認をお願いし、11月18日に確定した。確定した会議要旨は、会議資料と併せて、同日、ホームページにおいて公表した。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件処分について

#### (1) 本件処分に係る行政文書について

実施機関は、本件処分に係る通知において、保有していない行政文書として、第1回の宮城県健康影響に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の内容を録音したICレコーダーのデータ（以下「本件電磁的記録」という。）を挙げていることが認められる。

#### (2) 本件電磁的記録が「行政文書」に該当するか否かについて

条例第2条第2項において、「行政文書」とは、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下この

項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定義されている。

イ 「実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録」に該当するか否かについて

条例第2条第2項に規定する「職務上作成した」とは、情報公開条例の解釈及び運用基準(平成11年6月29日付け県情公第48号副知事依命通達)に示されているように、「職務の遂行者としての公的立場において作成した」と解するのが相当である。

有識者会議の会議録は、第1回の有識者会議において会議要旨として作成することが意思決定され、本件電磁的記録が当該会議要旨を作成するために録音されたものであると認められることから、本件電磁的記録は、実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成したものであり、「実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録」に該当すると認められる。

ロ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するか否かについて

条例第2条第2項に規定する「組織的に用いるもの」とは、情報公開条例の解釈及び運用基準に示されているように、「業務上必要なものとして課長補佐に相当する職以上の職にある者又は主任主査に相当する職にある者(班長に相当する職を命ぜられたものに限る。)と他の職員が共有し、保有しているもの」を言い、また、「実施機関が保有しているもの」とは、「実施機関がそれぞれ定める行政文書管理規則等及び文書規程等の規定するところにより保管し、又は保存されているもの」と解するのが相当である。

したがって、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は、この条例による開示の対象とはならないものである。

実施機関は、会議要旨の作成に当たっては、担当職員個人の職務としてICレコーダーから直接聴取し、当該会議要旨の調製が終了した時点で、当該担当職員個人の判断で消去していると説明している。

有識者会議の会議録は、第1回の有識者会議において会議要旨として作成することが意思決定されており、その一言一句を記載した詳細な会議録の作成が求められていたわけではなく、また、録音して、これを保存することも求められていなかったことから、本件電磁的記録は、担当職員個人が会議要旨を作成するために備忘的に録音したものであると認められる。

実際、実施機関は、本件電磁的記録を行政文書管理規則等に基づく保存をしておらず、また、本件電磁的記録が組織的に用いられていたと判断するに足る具体的な事実や根拠も認められない。

これらを総合的に勘案すると、本件電磁的記録は、組織的に用いることを予定して録音されたものではなく、担当職員個人の判断で随時、消去等が可能な備忘的なものであり、実施機関において、業務上必要なものとして利用され、及び保存されていたものではないことから、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当しないと認められる。

以上のことから、本件電磁的記録は、「行政文書」には該当しないと認められる。

### (3) 本件電磁的記録の不存在について

通常、会議録の作成等の事務処理に当たっては、ICレコーダーの誤操作等により電磁的記録が消失することをおそれ、当該電磁的記録を記憶媒体等に保存し、さらに、少なくとも当該会議録の内容が確定したと判断できる段階に達するまでは消去しないものと考えられるが、実施機関は、本件においては、会議要旨の作成に当たり、本件電磁的記録を記録媒体等に保存することなくICレコーダーから直接聴取し、また、本件電磁的記録について、会議要旨が有識者会議の委員に承認される前の段階で消去したと説明している。

このように、本件電磁的記録の不存在に係る実施機関の説明には、通常事務処理と比較して一部不自然な点が認められるが、上記(2)で判断したとおり、本件電磁的記録は、条例において開示の対象となる行政文書には該当しないと認められ、また、会議要旨の調製が終了した時点で本件電磁的記録を消去しているとする実施機関の主張を覆すような具体的な事実や根拠も認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 その他の本件開示請求の趣旨を満たす行政文書の存否について

異議申立人は、異議申立書の中で、「この「有識者会議」の復命書などの行政文書はないのか」と主張している。この点について、実施機関に説明を求めたところ、復命書は作成していないが、担当職員個人がICレコーダーから直接聴取して、詳細な会議録（以下「本件文書」という。）を作成しているとの説明があった。しかし、その存在については、会議要旨の調製が終了した平成23年10月下旬の時点で、本件電磁的記録と同様に担当職員個人の判断で破棄したと説明している。

そこで、当審査会では、本件文書が行政文書に該当するか否か等についても検討したところであるが、本件文書は、本件電磁的記録と同様に、担当職員個人が会議要旨を作成するための備忘的なものにとどまる取扱いをしていることから、上記2(2)で判断したとおり、条例において開示の対象となる行政文書には該当しないと認められ、また、会議要旨の調製が終了した時点で本件文書を破棄しているとする実施機関の主張を覆すような具体的な事実や根拠も認められない。

したがって、その他の本件開示請求の趣旨を満たす行政文書は、存在しないと認められる。

### 4 異議申立人のその余の主張について

当審査会は、本件処分の妥当性について判断を行うものであり、各合議体の判断に委ねられている会議録の作成方法等に係る異議申立人のその余の主張については、当審査会の判断する内容ではない。

### 5 結論

以上のとおり、実施機関が本件電磁的記録につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当である。

また、実施機関は、異議申立人に通知した本件処分における行政文書が存在しない理由の中では、本件文書について何ら述べていないものの、上記3で判断したとおり、本件文書は行政文書には該当せず、しかも、不存在であると判断した以上、本件処分が妥当であるとする当審査会の判断を左右するものではない。

## 第6 付言

上記第5の2(3)及び3で述べたとおり、実施機関が、有識者会議の委員による会議要旨の承認前に、本件電磁的記録を消去し、本件文書を破棄したと説明していることについて、当審査会は、以下のとおり付言する。

これらについては、今後、適切に運用するよう要望するものである。

- 1 本件電磁的記録は、消去してしまえば、仮に有識者会議の委員から本件電磁的記録を再聴取の上、会議要旨を訂正等するよう求められたとしてもそれが不可能になってしまうなど、正確な会議要旨を作成するという事務の目的が達成できなくなる可能性がある。有識者会議の委員に承認される前の本件電磁的記録が利用目的を達していない段階で消去したとする実施機関の説明は、疑問を抱かざるを得ない。

本件電磁的記録は、上記第5の2(2)で判断したとおり、行政文書には該当しないと認められるものの、職務上作成したものである以上、その消去等については、慎重な対応が求められるものである。

- 2 本件文書は、当時、県民等が非常に高い関心を持っていた、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い拡散した放射性物質が県民の健康に与える影響や本県における今後の対応策について、学識経験者の意見を聴取するために開催された有識者会議の内容を詳細に記録したものである。会議要旨の正確性を担保するものであることからすれば、むしろ、組織的に用いるものとし、行政文書として保存しておくべきものだったと認められる。

## 第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 2. 7	○諮問を受けた（諮問第191号）。
24. 2. 22	○異議申立人から意見書を受理した。
24. 3. 22 (第307回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 4. 25 (第308回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 5. 23 (第309回審査会)	○実施機関から処分理由等を聴取した。
24. 6. 25 (第310回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 7. 24 (第311回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 9. 3 (第312回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成24年9月26日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	
布田勉	学識経験者	会長職務代理者
森山博	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)